

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

釧路町立別保中学校 令和4年（2022年）4月4日

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間のSNSを通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- ・学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- ・いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- ・いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

別保中学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校 HP を
御覧下さい。

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校生徒が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「別保中学校いじめ防止基本方針」を策定する。以下に、本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
- 生徒、教職員の人権感覚を高めます。
- 生徒と生徒、生徒と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめ問題について保護者・地域、そして関係機関との連携を深めます。

別保中学校
いじめ対策組織
の役割や活動

「いじめ防止委員会」

- 委員会は、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童・保護者へのいじめ防止の啓発等に関するを行う。
- いじめ相談があった場合には、担任を加え、事実関係の把握、関係生徒・保護者への対応等について協議を行う。尚、いじめに関する情報については、全教職員で共有する。

〈構成員〉・校長 ・教頭 ・生徒指導主事 ・養護教諭 ・S C ・S S W

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

4月：新入生の情報交流・生徒指導交流
・家庭訪問（1年）
5月：個別相談・QUテスト（1回）
・いじめ調査（1回）
6月：QUテスト分析・学年交流
・教育相談週間
7月：夏休み学習会・前期学校評価
8月：夏休み学習会
9月：生徒指導交流・QUテスト全体交流
10月：QUテスト（2回）・いじめ調査（2回）

11月：QUテスト全体交流・教育相談週間
12月：冬休み学習会・後期学校評価
1月：冬休み学習会・生徒指導交流

△年間を通した取組
・生徒会を主体とした挨拶運動・教職員によるネットパトロール・放課後学習会・校内支援委員会（月1回）の開催・道徳の授業や教科の授業公開と教職員による研究交流

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和4年度の別保中学校のいじめ対策組織担当は、教頭です。

連絡先 0154-62-2019 (学校代表電話)

北海道教育委員会の相談窓口



相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電話） (メール)	0120-3882-56 doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp	毎日 24 時間
北海道立特別支援教育センター（電話） (メール)	011-612-5030 tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	祝日・年末年始を除く平日 9~12 時 12~17 時
釧路局教育相談電話 (電話)	0154-43-1475	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例
やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果
などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ



子ども相談支援
センターイメージ
キャラクター